

内閣府消費者委員会事務局 中間取りまとめ等意見受付担当者 様

意見の対象 (いずれかに○)	<p>1. 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する御意見</p> <p>2. 特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する御意見</p>
氏名 (法人又は団体の場合はその名称)	(フリガナ) 一般社団法人 北海道消費者協会 ほつかいどうしよう ひしきようかい
住所	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目10番
所属	(フリガナ) 総務調整部門 組織活性化グループ そうむちようせいぶもん そしきかつせい か
電話番号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
意見	<p>第2 総則</p> <p>1 「消費者」概念の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が実質的に消費者の集まりである場合、または事業のために契約の当事者となる個人や法人その他の団体であっても、相手方との間に消費者契約に準ずるほどの格差がある場合は消費者として扱うべきことを明確にすることに賛成する。 <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者契約法は情報・交渉力の格差に着目して法制がなされているものであり、実情として、契約当事者間に実質的な格差が生じている場合があるため。 <p>2 情報提供義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供義務の違反について、損害賠償の対象とすることに賛成する。 <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報は消費者の契約締結の意思決定に重要な影響を及ぼすものである。 <p>なお、一定の事項の不告知による意思表示の取り消しの規律を検討したうえで、必要に応じ、さらに情報提供義務違反の効果を損害賠償と定める規定を設けるべきかどうかを検討することも必要である。</p> <p>3 契約条項の平易明確化義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約条項の平易明確化の義務付けに賛成する。 <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容が明確であることは、紛争を未然に防止することにつながるるとともに、契約締結後に紛争になった場合においてもその解決を容易にする。 <p>4 消費者の努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の努力義務については、削除すべきである。 <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者によって、消費者の責任や過失を強調する手段に用いられるおそれがある。

第3 契約締結過程

1 「勧誘」要件の在り方

- ・ 働きかけが特定の者に向けたものか不特定の者に向けたものかによって区別する理由はないとする考えに賛成する。

[理由]

- ・ 不特定の者に向けた広告等が消費者の意思形成に直接的に影響を与えることがあるという実情があるため、不特定の者に向けた広告等に不実告知等があった場合にも、消費者契約法上の意思表示の取り消しの規律を及ぼすべきである。

2 断定的判断の提供

- ・ 条文上に明確化すべきことに賛成する。

[理由]

- ・ 断定的判断の提供の対象となる事項を、消費者の財産上の利益に影響するものに限定すべき理由がない。

3 不利益事実の不告知

- ・ 「不実告知型」と「不告知型」を類型化することに賛成する。

4 「重要事項」

- ・ 法第4条第4項各号の事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を加えたうえで、同項各号が例示であることを明示することに賛成する。

5 不当勧誘行為に関するその他の類型

(1) 困惑類型の追加

- ・ 不当勧誘行為として、不退去及び監禁の二つの行為形態を規定しているが、規制対象の行為形態をもっと拡張すべきことに賛成する。

[理由]

- ・ 実際に、自宅や勤務先に何度も電話をかけられたり、声を荒げて怒鳴られたりする事例も存在することから、困惑類型の取り消しの対象を拡張すべきである。

(2) 不招請勧誘

- ・ 不意打ち的な性質から生ずる問題が指摘されていることもあり、消費者契約法において不招請勧誘の規定を設けることに賛成する。

(3) 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型

- ・ 事業者が、消費者の判断力や意識・経験の不足、心理的な圧迫状態、従属状態など、消費者が当該契約を締結するか否かについて合理的な判断を行うことができないような事情を利用して、不必要な契約を締結させた場合に、必ずしも対価的な均衡を著しく欠くとまではいえなくても当該契約の効力を否定する規定を消費者契約法に設けるべきである。

さらに、消費者の事情につけ込んで不必要な契約を締結させた場合は、取り消しを認めるべきである。

7 取消権の行使期間

- ・ 取消権の行使期間については、短期の行使期間は追認することができる時から6か月、長期の行使期間は消費者契約の締結の時から5年と定められており、民法の規定に基づく取消権の行使期間よりも短いことから、適切に伸長すべきである。

- 9 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果
- ・ 特定商取引におけるクーリング・オフの精算規定を参考にした規定を設けることに賛成する。

第4 契約条項

- 1 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- (1) 人身損害の軽過失一部免除条項
- ・ 当該条項を無効とする規定を設けるべきである。
- (2) 「民法の規定による」要件の在り方
- ・ 当該文言を削除することに賛成である。
- 2 損害賠償額の予定・違約金条項
- (1) 「解除に伴う」要件の在り方
- ・ 要件を拡張することに賛成する。
- (2) 「平和的な損害の額」の立証責任
- ・ 立証責任は、事業者側に負わせるべきである。また、「同種事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分と推定する規定」についても、消費者側が立証することは困難であるのが実情である。
〔理由〕事業者には固有の事情もあり、消費者側が知ることが困難な場合が多いことから立法法制による対応が必要である。

第5 その他の論点

- 2 抗弁の接続／複数契約の無効・取消・解除
- ・ 与信契約の支払方法や契約形態により、割賦販売法が適用されない場合に、消費者保護の程度が異なることは不合理であるとして、法に規律を設けることによって、抗弁の接続の適用対象を拡大すべきである。
 - ・ また、クレジット取引以外の場合においても、関連する複数の契約のうち、一つの契約について無効・取消・解除等の理由が生じたときに、他の契約を締結した目的が達成できなくなる場合があるが、この場合にも、他の契約の法的効力に関し、法に規律を設けるべきである。
- 3 継続的契約の任意解除権
- ・ 継続的に商品を購入する継続的契約についても、消費者の任意解除権を認めるべきである。

内閣府消費者委員会事務局 中間取りまとめ等意見受付担当者 様

意見の対象 (いずれかに○)	1. 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する御意見 2. 特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する御意見
氏名 (法人又は団体の場合はその名称)	(フリガナ) 一般社団法人 北海道消費者協会 ほつかいどうしよう ひしやきようかい
住所	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目10番
所属	(フリガナ) 総務調整部門 組織活性化グループ そうむちようせいぶもん そしきかつせいか
電話番号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
意見	<p>第1 横断的な事項について</p> <p>1 指定権利制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「権利」についての政令指定制を見直し、権利の売買を原則として特定商取引法の訪問販売等の規制対象とすることに賛成する。 <p>2 勧誘に関する規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ訪問勧誘や電話勧誘を受けたくない旨の意思を示している消費者に対し、事業者がそれらの勧誘を行うことを禁止する制度を早期に導入することに賛成する。その場合、できるだけ事業者個人情報が知られない方策を検討されることを要望する。 <p>3 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等に関する規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売事業者等が消費者に支払のために金融機関に対して虚偽の申告をするよう促したり、代金支払いのために金融機関に連れて行く行為や、クレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等も、特定商取引法の指示対象行為とすることに賛成する。 <p>第2 個別取引類型における規律の在り方について</p> <p>1 訪問販売における規律について</p> <ul style="list-style-type: none"> アポイントメントセールスが成立する来訪要請方法について、住居訪問以外の場所における対面での要請や、SNSやSNS以外の広告等による要請を政令で追加規定することに賛成する。 <p>2 通信販売における規律について</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信販売、特にインターネット通販においても、事業者による虚偽・誇大広告によって消費者の意思形成が行われる場合に、消費者に契約の取り消し等を認める規定を設けることに賛成する。

<p style="text-align: center;">意見</p>	<p>3 電話勧誘販売における規律について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問販売と同様に、過量販売が行われた場合に消費者からの契約解除を認めることに賛成する。 <p>4 特定継続的役務提供における規律について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美容医療契約のうち、役務が継続的に提供されるものについても、特定継続的役務提供として規制対象とすることに賛成する。 <p>5 訪問購入における規律について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問購入において、商品券やプリペイドカード等と交換することができる物品を引き取り、売買でないと主張することに対しては、売買契約成立と認める法解釈に賛成する。 <p>第3 執行上の課題について</p> <p>1 行政処分の効果の対象・範囲の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法規制の脱法を図ろうとする事案に対処するため、違反行為により行政処分を受けた事業者や役員と同等以上の支配力・影響力を有する従業員に対しても、業務停止命令の効果を及ぼし、業務停止命令に違反した場合には刑事責任を追及することができるようにすることに賛成する。 ・ 消費者被害の効果的・効率的発生予防や拡大防止などの観点から、特定商取引法の執行における都道府県の処分の効力を広く見直すことに賛成する。 <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の経済事犯に対する罰則は、一般的に諸外国と比べて軽く、十分な抑止力が働いていない面があることから、特定商取引法違反に対する罰則が適切な抑止力として機能するよう、法定刑を引き上げることに賛成する。
---------------------------------------	--